

## 高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部会議(第1回)

時間：令和7年12月1日  
午後3時10分～  
場所：鳥取県災害対策本部室  
(県庁第二庁舎3階)

# 会議内容

- 1 疑い事例の概要
- 2 鳥取県鳥インフルエンザ防疫体制
- 3 対応状況
- 4 その他

# 1 疑い事例の概要(1)

## 1 発生状況

### (1) 農場の概要

住 所: 米子市

飼養羽数: 肉用鶏 約7万5千羽

### (2) これまでの状況

11月30日

午後10時頃 農場から西部家畜保健衛生所に死亡羽数増加との通報

<死亡羽数の推移>

月日	11/23 (日)	11/24 (月)	11/25 (火)	11/26 (水)	11/27 (木)	11/28 (金)	11/29 (土)	11/30 (日)
日齢	29	30	31	32	33	34	35	36
死亡羽数	3	5	23	22	92	167	416	700

12月1日

9時30分 農場への立入検査を実施

10時40分 簡易検査で12羽中10羽陽性を確認

10時50分 全庁的な県の防疫体制へ

15時10分 県対策本部会議の開催

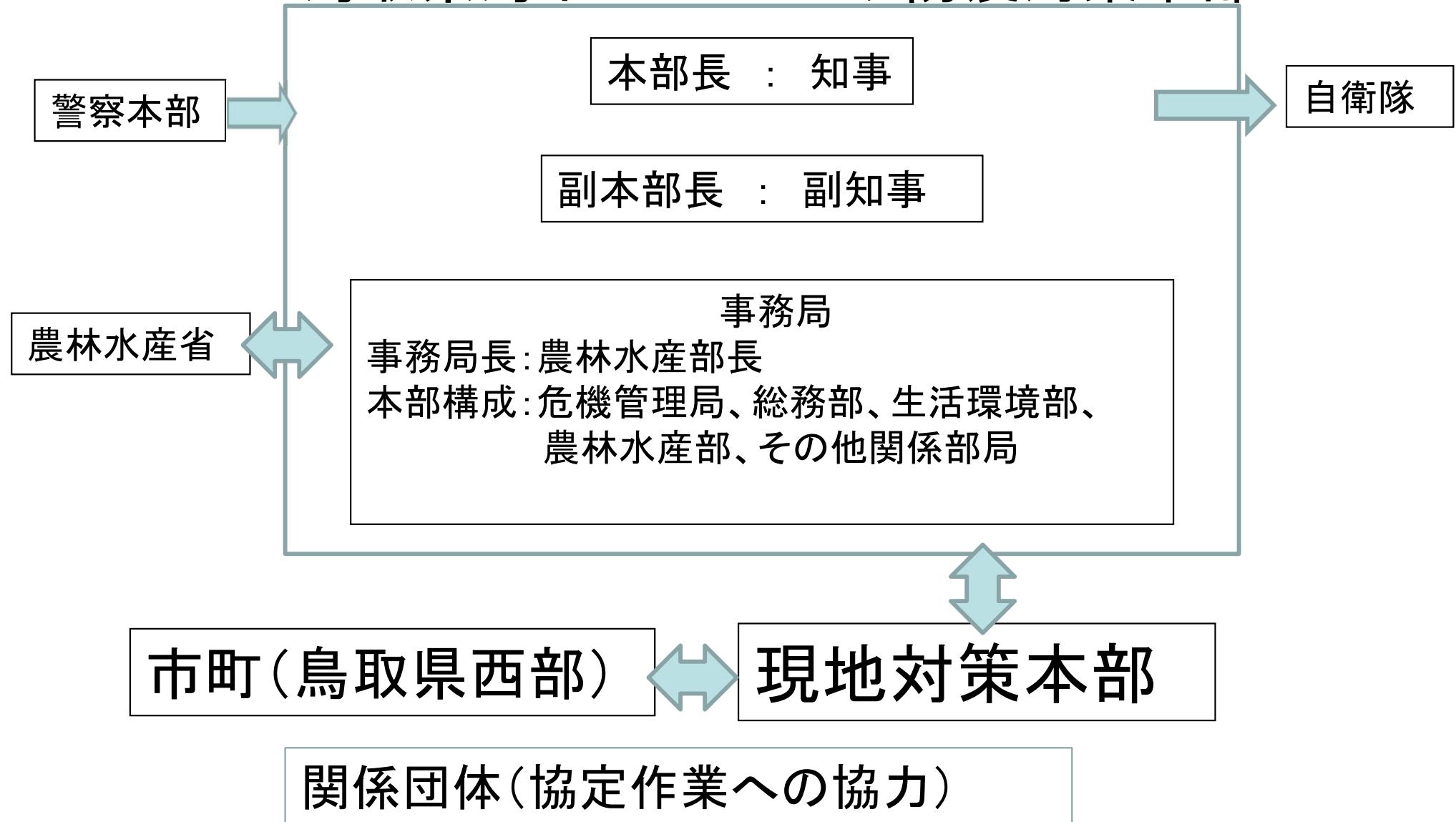
# 1 疑い事例の概要(2)

## (3)今後の予定

- ・現在、倉吉家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施中
- ・遺伝子検査の結果、疑似患畜と判定された場合、殺処分など防疫措置を開始。

## 2 鳥取県鳥インフルエンザ防疫体制

### 鳥取県鳥インフルエンザ防疫対策本部



### 3 対応状況

- ・ 関係機関への通報及び防疫準備の連絡
- ・ 発生農場の出入りと持ち出しを自粛要請
- ・ 半径3キロの移動制限区域4農場と3～10キロの搬出制限区域5農場に移動・搬出の自粛要請
- ・ 他の県内農場は異常なし
- ・ 消毒ポイント4か所の設置準備
- ・ 備蓄資材を集合場所を発生農場に配送の手配済み
- ・ 各協定機関(トラック協会、警備業協会、JAグループ等)に協力依頼済み
- ・ 防疫に必要な資材の調達準備
- ・ 県の動員を計画的に行うため、緊急的な体制整備中
- ・ 移動制限、消毒ポイントの設置準備

# 県内の渡り鳥と野鳥サーベイランスの状況

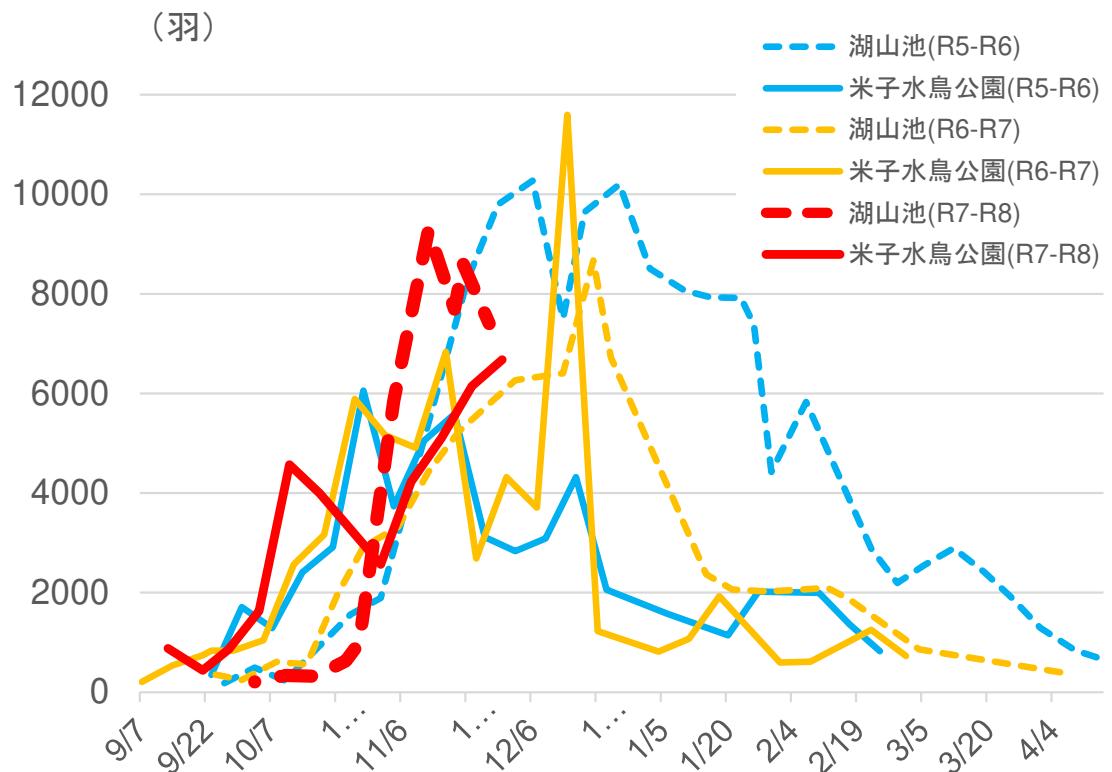
## «県内の渡り鳥の飛来状況»

- ・ 県内全域で渡り鳥の飛来数が増加し、今後ピークを向かえる見込み

### «飛来状況(11月下旬調査)»

米子水鳥公園	7,403羽
湖山池	6,678羽

## «参考: 県内の飛来状況»



## «野鳥サーベイランス対応状況»

○野鳥監視ステージを「3」に強化

○本日、緊急の野鳥監視を実施

・カラスも継続して注視

実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視	最大 35地点
	糞便・水検査	3か所
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視	最大 35地点
	糞便・水検査	3か所 ※近隣で発生した場合は最大6か所に拡大
野鳥監視ステージ3 (県内での感染確認時)	野鳥監視	最大 70地点 + 重点区域
	糞便・水検査	最大 6か所 + 重点区域

# 鳥取県の対応(野鳥)

## ○野鳥監視ステージを3に引き上げ

実施する条件	サーベイランス内容	監視地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国等での感染確認時)	野鳥監視 糞便、水検査(月1回)	最大 35地点
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視の対象範囲拡大 糞便、水検査(月1回)	最大 70地点
野鳥監視ステージ3 (県内野鳥・家きんの感染確認時)	野鳥監視 (重点区域は毎日) 糞便・水検査(重点区域は月2回)	最大 70地点 + 重点区域

## ○野鳥監視

- ・環境省が野鳥監視重点区域(周囲10km圏内)を指定後、重点区域内では、毎日実施
- ・県内全域の渡り鳥が多く飛来する湖沼等では、2日に1回実施
- ・環境省に報告する野鳥の状況調査を明日、明後の2日間実施予定
  - ・本日、県内で緊急的に監視を実施中 →現時点で異常は確認されていない

## ○糞便・環境水調査

鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、渡り鳥が多く飛来する県内3カ所の湖沼(日光地区、東郷池、米子水鳥公園)で糞便・環境水の調査を実施

# 県民の皆様へのメッセージ

■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- ・野鳥を素手で触らないでください。
- ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。

清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

■迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱するがないよう、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。